

政策目標別後期基本計画

5 ささえあい・雄武

～協働によるまちづくりの推進～

町民主体のまちづくりの推進

多様な交流の促進

効果的・効率的な行政経営

町民主体のまちづくりの推進

取り巻く環境の変化

わが町には、35の自治会があり、様々な地域活動の基本的な担い手となっています。また、環境や防災、福祉、まちづくりなど特定のテーマで多様な町民団体が活躍しています。東日本大震災により、私たちは「共助」の大切さを改めて認識し、また、少子高齢化が進む中で、独居高齢者等に対する地域での見守りの重要性を日々実感しています。町民が地域で安心していきいきと暮らしていくために、こうした地域住民活動の発展は不可欠です。

北海道の市町村では、歴史的経緯から、「官主導の地域経営」とその結果としての「地域住民の官依存」の風潮が長く続いてきました。しかし、国家財政の悪化から、地方交付税などの依存財源が十分に見込めない中で、「多くの知恵」、「多くの手」を持ち寄り、町民と行政が協働でまちづく

りを行わなければ、「長期的に安定した地域経営」を行えない時代が来ています。町民一人ひとりの協力が必要です。

「町民と行政の協働のまちづくり」のためには、町民に行政情報を広く周知し、町民の声をできるだけ多く聞き、施策に反映することが重要です。そのためには、多様な手段での広報と、幅広い広聴活動を行っていく必要があります。

また、町民の知る権利を保護し、行政の説明責任を果たすため、行政文書について町民が知りたい情報を迅速・的確に公開していくことも必要です。



めざす雄武の姿

町民と行政が協働で、連帯感と情熱あふれる地域づくりを進めています。

基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 29 年度
自治会の世帯加入率	95%	95%	現状維持
「広報おうむ」をいつも読んでいる世帯の割合	未調査	83.5%	90%
まちづくり町民委員会（仮称）の設置	未設置	未設置	設置
各種委員会への公募委員の参加人数	5人	2人 (20～23年度累積)	20人 (25～29年度累積)
町民主導イベントの数	3 (サンライズ王国・WISS・ECO)	3 (サンライズ王国・WISS・ECO)	4



基本施策の体系

【基本施策】

町民主体のまちづくりの推進

【単位施策】

1 地域づくり活動の促進

2 まちづくり情報の共有化

3 町民との協働体制の構築

単位施策の内容

1 地域づくり活動の促進

地域住民の連帯意識・自治意識を高めるため、自治会活動や、各種のテーマ型地域づくり活動の活性化を働きかけます。特に、自治会単位による高齢者の見守り機能の充実やボランティア組織の育成などについての取り組みを働きかけていきます。また、町民主導の地域づくりイベントに対する支援に努めていきます。

2 まちづくり情報の共有化

広報おうむや町民向け予算書・決算書、雄武町ホームページ、職員による「ドコデモまちづくり講座」など、様々な広報・広聴手段を充実し、町民との情報共有を進め、町民が知りたい情報を分かりやすく伝え、町民の声を的確に行政運営に反映していきます。

また、個人情報保護に十分留意しながら、行政情報を積極的に公開していきます。



↑ 分かりやすい「予算書・決算書」



↑ 町広報紙「おうむ」

3 町民との協働体制の構築

計画策定や法制度の検討、施策及び事業の検討・評価などにあたっては、可能な限り、全町自治会長会議や地区別町政懇談会、町民からの政策公募、審議会等の委員公募、パブリックコメント、ワークショップ、まちづくり町民委員会（仮称）など多様な手法により町民参画を進め、町民の理解・協力を得ながら企画・立案し、策定・制定後の協働の取り組みにつなげます。



↑ 全町自治会長会議

多様な交流の促進

取り巻く環境の変化

国際交流については、これまで、外国語指導助手（ALT）の招へいや、青少年海外派遣研修（平成13年度で終了）を行うとともに、平成11年度からオホーツク国際人材交流協同組合が中国人実習生を受け入れ、産業や文化面での国際交流につながっています。今後も、国際化に対応した人材の育成を一層進めるとともに、外国人も暮らしやすい、外国からの訪問者にも喜ばれるまちづくりを展開していくことが必要です。

地域間交流については、佐賀県武雄市、栃木県益子町との交流や、札幌・東京雄武会とのふるさと交流のほか、「サンライズベースボールカーニバル」や移住希望者のお試し暮らしなど、様々な取り組みを進めています。国内の諸地域との交流は、

相互の自治体の足りない分野を補完し、交流が深まることによって思わぬ効果を得ることも多く、まちづくりの大きな契機になることもあるため、今後も取り組みを進めていくことが重要です。

男女共同参画については、「男女共同参画社会基本法」や「北海道男女平等参画推進条例」など、法制度の整備は進んでいますが、まだ社会全般には性別役割分担の意識や慣習が残っており、それが女性の多様な生き方を阻害しています。男女が、性別に関わりなく、お互いを理解・尊重し、その個性と能力を十分に発揮できるよう、啓発や実践活動を行っていくことが必要です。



めざす雄武の姿

多様な分野で交流が進み、地域のエネルギーとなっています。

基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成18年度	平成23年度	平成29年度
直近の1年間に外国人と交流した割合	13%	13%	20%
国際・地域間交流の満足度	15%	14%	20%
委員会等への女性の参画率	9.2% (17年度)	8.7%	13.2%
男女共同参画の満足度	12%	12%	20%



基本施策の体系

【基本施策】

多様な交流の促進

【単位施策】

1 国際交流の促進

2 地域間交流の促進

3 男女共同参画の推進

単位施策の内容

1 国際交流の促進

外国語指導助手（ALT）や中国人研修生などとともに、文化・芸術活動や、スポーツ活動、産業振興などでの多様な国際交流を進めます。



→ALTと保育所園児との交流

2 地域間交流の促進

これまで実施されてきた地域間交流を継承するとともに、新たな交流の拡大を働きかけていきます。



↑ふる郷ふれあい交流会



↑ふるさと会（東京・札幌）

3 男女共同参画の推進

男女共同参画に関する意識啓発や、男女がともに働きやすい条件整備を働きかけるとともに、ドメスティックバイオレンス※などの相談や関係機関との連携の体制を強化します。また、女性が委員会等に参加しやすい環境づくりなどを通じて、女性の意見を積極的にまちづくりに反映させていきます。

※配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合に、配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含みます。

効果的・効率的な行政経営

取り巻く環境の変化

平成の大合併に際し、自主・自立を選択したわが町では、国や道からの財政支援が縮減される中、予算編成の枠配分方式の導入や行政評価による事業のスクラップ&ビルド等を通じ、不断の行財政改革に努めてきました。また、町民の立場に立った「顧客志向」の行政組織を確立するため、平成21年度に策定した「雄武町人材育成基本方針」に沿って、職員一人ひとりの意識改革や能力開発に努めています。サブプライムローン問題や東日本大震災による景気の低迷など、地方行財政をとりまく環境が厳しさを増す中で、引き続き、徹底した行財政改革、職員改革を進めていくことが必要です。

現在、わが国では、平成12年の第一次地方分権改革に続く第二次地方分権改革が進行中であり、国が義務づけ・枠づけを行っている大半の法

制度に関し、市町村が独自に条例を規定すれば町民に最も身近な市町村において行うことを原則とする方向となっています。今後、地域の特性や課題を踏まえたまちづくりを推進するために有効な事務事業については、権限移譲を受けていくことが求められています。



めざす雄武の姿

職員の意欲・能力の向上が図られ、効果的・効率的な行政組織が実現し、町民本位の自立した行政経営が行われています。

基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 29 年度
行政改革の進捗率	87%	87%	90%
外部評価委員会の設置	未設置	未設置	設置
職員数	132人	133人	133人
財政状況の町民周知回数	2回/年	6回/年	6回/年
地方税収納率	92.8%	91.5%	93%



基本施策の体系

【 基本 施策 】

効果的・効率的な行政経営

【 単 位 施 策 】

1 計画行政の推進

2 職員の活性化

3 地方分権型行政の推進

4 財政の安定化

単位施策の内容

1 計画行政の推進

本総合計画や各種分野別計画に基づく政策・施策・事業は、総合計画策定審議会をはじめ、まちづくり町民委員会（仮称）などによる町民関与を高めるとともに、庁内組織の横断的な連携や総合調整を行います。行政評価は、総合計画実施計画・財政計画、予算編成と連動させ、施策・事務事業の改善・見直しを都度行うとともに、内部評価と合わせて町民等による外部評価の実施をめざしていきます。



↑ 総合計画策定審議会

2 職員の活性化

行政ニーズに適切に対応できる能力や資質を備えた職員の育成と、職場の活性化を図るため、職員研修の充実や、意欲や能力を重視した適材適所の人材配置、職員提案制度の活用などを進めます。

3 地方分権型行政の推進

国・道からの更なる事務・権限の移譲に対応するため、必要な部門への職員の重点配置など、行政組織の随時見直しを進めます。また、公共施設の計画的な維持・更新、需要の変動に対応した転用・複合利用を随時検討するとともに、管理運営等の公共サービスの実施は、指定管理者制度や民間移譲などにより、地元展開を基本にした民間運営を進めます。さらに、広域連携による事務事業の効率化にむけ、引き続き研究を進めます。

4 財政の安定化

未納者対策の強化などにより税・使用料等の収納率を向上させるなど、財源確保対策を進めるとともに、民間委託などの行政改革の推進や徹底した経費節減などにより、経常経費や投資的経費を適切な水準に抑制していきます。また、財政状況は、随時、町民にわかりやすく周知します。



一町広報紙による財政状況の公表